

(お知らせ)

2020年6月8日  
青年海外協力隊事務局 人材育成課

### 帰国隊員教育訓練手当の制度変更について

教育訓練手当に関して、ご留意いただきたい点があります。

厚生労働省が雇用保険による給付制度として「教育訓練給付金制度」(以下、厚労省給付金制度)を実施しています。この制度は JICA の帰国隊員教育訓練手当制度(JOCV 教育訓練手当制度)と同様に、就職のための資格取得や能力向上を目的に実施されているものですが、2つの制度の重複がないよう改めて整理を行った結果、厚労省給付金制度が適用される場合は、厚労省の制度を優先して利用していただくこととなりました。これにより、JOCV 教育訓練手当制度の適用を受けるためには、「申請内容について厚労省給付金制度からの給付を受けられないこと」が条件となる制度変更を行いました。

そのため、過去に雇用保険に加入実績がある方で、厚労省給付金制度の受給資格を有している可能性がある方が JOCV 教育訓練手当制度への申請の際には、厚生労働省のホームページで厚労省給付金制度の内容を確認し、次の点を明らかにする必要があります。

1. 申請者が厚労省給付金制度による給付を受ける資格があるか否か

確認方法: 申請される方が過去に雇用保険に加入していた場合は、厚労省給付金制度の受給資格があるかどうか厚生労働省のホームページで確認するように願います。

なお、受給資格の有無が不明確な場合は、最寄りのハローワークで資格要件の有無を確認してください。

2. 申請者が厚労省給付金制度の受給資格を有する場合、受講する教育訓練が厚労省給付金制度の給付対象の教育訓練であるか否か

確認方法: 厚生労働省のホームページの「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」を確認するか、受講予定の教育訓練機関に問い合わせ、受講予定の教育訓練が厚労省給付金制度で給付される対象の教育訓練であるか否か、確認して下さい。

上記1. 及び2. の両方に該当する場合、その教育訓練についてはJICAからの手当の支給対象外となりますのでご注意ください。

なお、本制度の変更は、2020年6月8日以降に開始された教育訓練手当が対象になります。

現在、ホームページに掲載予定の応募要項の改定作業中ですが、以上の変更点があることにつきご留意願います。

厚生労働省の教育訓練給付金制度については次の URL を参考願います。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

以上